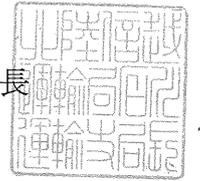




石運輸第706号の2
石運整第343号の2
平成28年12月2日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙写し(平成28年11月30日付け北信交貨第179号、北信技保第82号)のとおり通達がありましたので、了知願います。



北信交貨第179号
北信技保第82号
平成28年11月30日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長
(公印省略)
北陸信越運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

標記について、自動車局貨物課長及び自動車局安全政策課長より別紙写し（平成28年11月25日付け国自貨第93号の3、国自安第163号の3）のとおり通知があったので、管内関係事業者に対する指導の徹底を図りたい。



国自貨第93号の3
国自安第163号の3
平成28年11月25日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長
(公印省略)
国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

今般、東京都内において、トラック事業者の運転者が犯した業務中における駐車違反に関して、違反した運転者の身代わりで別人を出頭させたこと等により、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避又は犯人隠避教唆容疑で警視庁に逮捕される事案が発生した。

本件を踏まえ、別添のとおり公益社団法人全日本トラック協会会長及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長あて通知したので、貴局におかれても管内事業者に対する指導等について周知徹底を図られたい。



国自貨第93号の3
国自安第163号の3
平成28年11月25日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長
(公印省略)
国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

今般、東京都内において、トラック事業者の運転者が犯した業務中における駐車違反に関して、違反した運転者の身代わりで別人を出頭させたこと等により、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避又は犯人隠避教唆容疑で警視庁に逮捕される事案が発生した。

本件を踏まえ、別添のとおり公益社団法人全日本トラック協会会長及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長あて通知したので、貴局におかれても管内事業者に対する指導等について周知徹底を図られたい。



国自貨第93号
国自安第169号
平成28年11月25日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局安全政策課長



貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

今般、東京都内において、トラック事業者の運転者が犯した業務中における駐車違反に関して、違反した運転者の身代わりで別人を出頭させたこと等により、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避又は犯人隠避教唆容疑で警視庁に逮捕される事案が発生した。

国土交通省においては、これまでもトラック事業の適正な運営について、貨物自動車運送事業法等の関係法令はもとより、あらゆる法令を遵守した適切な運営を求めてきたところであり、特に運転者に対する適切な指導及び監督を含む運行管理の徹底については、トラック事業者に対して繰り返し指導をしてきたところである。

そうした中、トラック事業の業務に関して今般のような事案が発生したことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、貴会会員に対し、交通違反の身代わり行為が犯罪であることを認識し、適切な業務運営及び法令遵守について改めて徹底するよう要請する。



国自貨第93号の2
国自安第169号の2
平成28年11月25日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局安全政策課長



貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

今般、東京都内において、トラック事業者の運転者が犯した業務中における駐車違反に関して、違反した運転者の身代わりで別人を出頭させたこと等により、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避又は犯人隠避教唆容疑で警視庁に逮捕される事案が発生した。

国土交通省においては、これまでもトラック事業の適正な運営について、貨物自動車運送事業法等の関係法令はもとより、あらゆる法令を遵守した適切な運営を求めてきたところであり、特に運転者に対する適切な指導及び監督を含む運行管理の徹底については、トラック事業者に対して繰り返し指導をしてきたところである。そうした中、トラック事業の業務に関して今般のような事案が発生したことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導等の活動において、トラック事業者に対し、交通違反の身代わり行為が犯罪であることを認識し、適切な業務運営及び法令遵守を徹底するよう指導を行うことを要請する。